

## ■ 基本的な考え方

宿泊施設においては、車いす使用者、聴覚障がい者等が利用しやすい客室の整備や非常時の誘導・避難等に配慮する必要があります。

## ■ バリアフリー整備基準

	内容	関連条項	対象規模
一 般 基 準	①客室の総数(A)が25以上である場合、車いす使用者用客室を次の数以上設けているか ・ $25 \leq A \leq 200$ の場合 $\rightarrow A \div 50$ , ・ $200 < A$ の場合 $\rightarrow A \div 100 + 2$	令 15-1 条 18-1	客室の総数が 10 以上かつ床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> 以上
	②客室の総数(A)が25以上である場合、聴覚障がい者用客室を次の数以上設けているか ・ $25 \leq A \leq 200$ の場合 $\rightarrow A \div 50$ , ・ $200 < A$ の場合 $\rightarrow A \div 100 + 2$	条 18-1	
	【①の車いす使用者用客室が「有」の場合③～⑧に適合するか】		
	③床面は滑りにくい材料で仕上げているか	条 18-2-1	
	④室内は車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保しているか	条 18-2-2	
	⑤電話機、コンセント、スイッチ等は車いす利用者が円滑に利用できる高さであるか	条 18-2-3	
	⑥回転灯その他の聴覚障がい者に緊急情報を伝達できる設備を設置しているか	条 18-2-4	
	⑦当該客室内に便所を設けているか 【当該客室と同じ階に代替で設けた共用の車いす使用者用便房があれば、当該便房について(1)～(3)に適合するか】	令 15-2-1	
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	令 15-2-1-1	
	(ア)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	令 14-1-1	
	(イ)車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保しているか	令 14-1-1	
	(ウ)操作が容易な大便器洗浄装置(くつべら式、光感知式等)を設置しているか	条 17-3-1	
	(エ)手洗い器に特定水栓(レバー式、光感知式等)を設置しているか	条 17-3-2	
	(2)出入口は、幅80cm以上であるか	令 15-2-1-1	
	(3)戸は自動開閉等で車いす使用者が通過しやすく、その前後に高低差はないか	令 15-2-1-2	
	⑧当該客室内に浴室(浴室又はシャワー室)等が設けているか 【当該客室と同じ建築物内に共用の浴室等があれば、浴室等について(1)～(3)に適合するか】	令 15-2-2	
	(1)車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造	令 15-2-2-1	
	(ア)浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか	国告 1495-1	
	(イ)車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保しているか	国告 1495-2	
	(2)出入口は、幅80cm以上であるか	令 15-2-2-1	
(3)戸は自動開閉等で車いす使用者が通過しやすく、その前後は高低差がないか	令 15-2-2-1		
【②の聴覚障がい者用客室が「有り」の場合⑨に適合するか】			
⑨回転灯その他の聴覚障がい者に緊急情報を伝達できる設備を設置しているか	条 18-3		

## ■ バリアフリー整備基準の解説

<一般基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

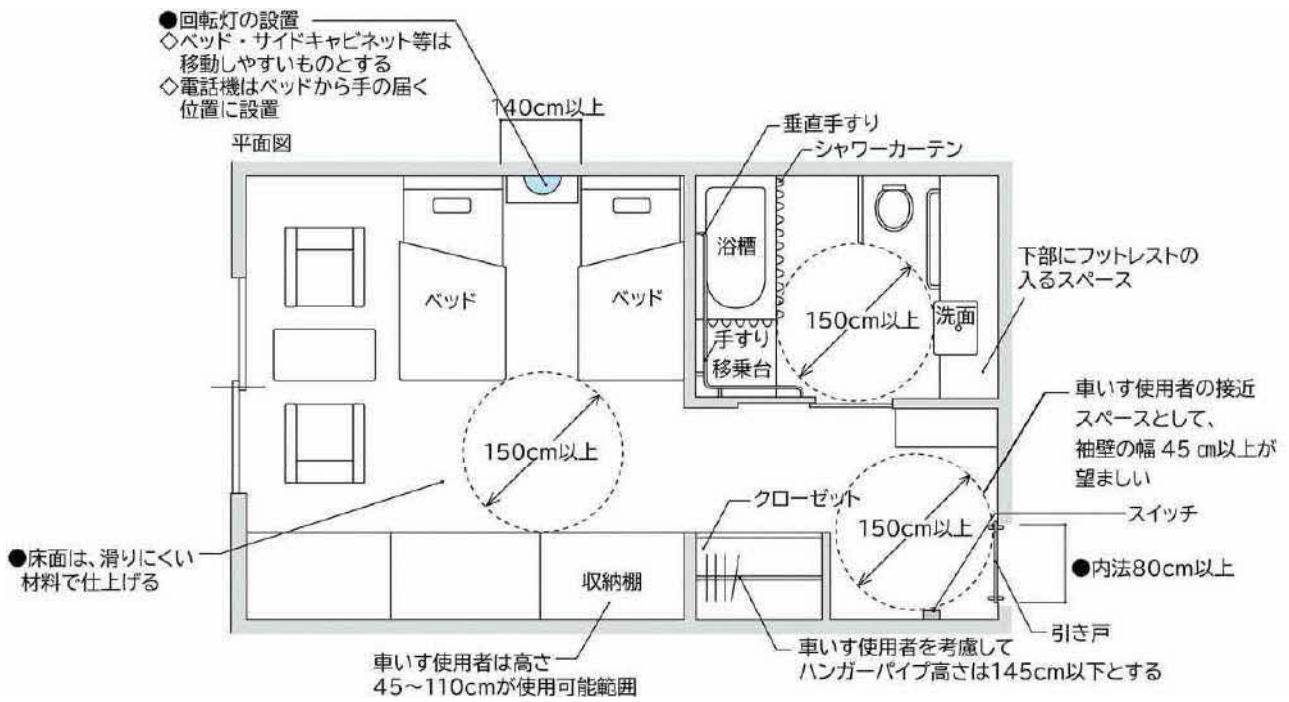
項目	解説	参照条文等
①② ・車いす使用者用客室 ・聴覚障がい者用客室	<p>●車いす使用者用客室、聴覚障がい者用客室は利用居室として扱われるため、当該客室までの経路は移動等円滑化経路として整備する。 ※増築等の場合は、当該増築部分の客室の数とする。</p> <p>●車いす使用者用客室及び聴覚障がい者用客室の数は、<u>それぞれ次の客室数を整備する</u>。</p> <p>・客室が25室以上 200 室以下の場合：全客室総数×1/50 以上を設置する。 ・客室が 200 を超える場合：全客室総数×1/100+2以上を設置する。 ※1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数以上設ける。</p>	条 18-1 国告 1495 号 1496 号
◎出入口戸	<p>●車いす使用者用客室及び聴覚障がい者用客室は利用居室に該当するため、出入口の幅は80cm以上とする。</p> <p>◇ドアの内側に、大きな文字で色にコントラストを付けた、避難情報及び避難経路の表示等は、床から 140 cm程度(車いすの目線に配慮した)の高さに設置する。また、漢字以外にひらがなや外国語を併記するとともに、図記号を使用するなど、わかりやすい表示とする。</p> <p>◇アイスコープは、一般客室と同じ高さの他に、床から 100～120 cm程度の高さに設け、戸の付近にカメラ付きインターホンを設置する。</p> <p>◇視覚障がい者に配慮し、客室の鍵はわかりやすく操作しやすいものとして、工夫等が必要となる。</p> <p>◇客室出入口の開閉のため、客室出入口戸が内開きや引き戸の場合、戸の取手側に、袖壁の幅 45 cm以上の接近スペースの設置が望ましい。</p>	標 2.9.1(1) ②③ 【図 3】
◎室名表示	◇客室出入口の戸には、高齢者・障がい者等がわかりやすいよう部屋番号、室名等を表示する。この場合は、視覚障がい者への対応として、点字と浮き彫り文字による表示を併用する。	標 2.9.1(3) ① 【図 3】
以下の、③～⑧は車いす使用者用客室のみに適用する		
③仕上げ	<p>●床の表面は滑りにくい仕上げとする。</p> <p>◇車いすの操作が困難になるような毛足の長いじゅうたんを、床の全面に使用することは避ける。</p>	条 18-2-1 標 2.9.1(1) ⑤
④客室の大きさ	<p>●客室内には車いす使用者が円滑に利用することができる空間を確保する。</p> <p>・各設備を使用でき、車いす使用者が 360°回転できるよう、直径 150 cm以上の円が内接できるスペース又は 180°転回できるよう 140 cm以上×140 cm以上のスペースを 1 以上設けることが望ましい。(家具等の下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。)</p> <p>ベッドの移動等、客室のレイアウトの変更による対応でも可能とする。</p>	条 18-2-2 【図 1】

項目	解説	参照条文等
⑤ 操作系スイッチ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●室内の電話機は、ベッドから手が届く位置に設ける。</li> <li>●スイッチ類は、車いすの使用に配慮した高さ及び位置に配慮する。</li> <li>●ベッド上で室内の照明を点灯・消灯できるものとする。</li> <li>●コンセントの中心高さは、床から 40 cm程度とする。</li> <li>●スイッチ類(特殊なスイッチを除く)の中心高さは、110 cm程度(ベッド周辺においては80~90cm程度)とする。</li> </ul> <p>◇照明はリモコンやタブレット等で操作できるものとする。</p> <p>◇照明は間接照明とし、光源が利用者に直接見えないようにする。</p> <p>◇電動車いすのバッテリー充電のため、各室内の利用しやすい位置に床から 40 cm程度の高さにコンセントを設ける。</p> <p>◇スイッチ等は、大型で操作が容易なものとし、軽い力で指先以外でも操作できるものとする。また、夜間でもその位置が分かるように配慮する。</p> <p>◇スイッチ及び壁の仕上げ材料等は、スイッチ等と壁の色のコントラストを確保し、点字による標示を行う。</p> <p>◇同一の建築物内の用途のスイッチ等は、統一した設置高さ、設置位置、デザインとする。</p> <p>◇タッチパネル式のスイッチは視覚障がい者にとって、わかりにくいいため望ましくない。</p>	条 18-2-3 標 2.9.1(1) ④ 標 2.14E 【図 4】
◎収納棚	<p>◇収納は、車いす使用者の利用に適した位置とする。</p> <p>◇棚の高さは、下端:床から 30~40センチ程度、上端:床から 100~120 cm程度、奥行は最大 60 cm程度とする。</p> <p>◇ハンガーパイプやフックの高さは床から 100~120cm程度とするか、高さの調節ができるものとする。</p> <p>◇戸を設ける場合、取手は使いやすい形状とする。</p>	標 2.9.1(1) ④ 【図 4】
◎ベッド周辺	<p>◇ベッド周りや入口には、ベッドが利用しやすいように車いすが回転できるスペースとして直径 150 cm以上のスペースを確保する。</p> <p>ベッドや家具の移動等(簡単にできるものに限る)による対応でも可能とする。</p> <p>◇車いす使用者の利用に配慮しベッドやベッドサイドのキャビネットを床に固定することは避ける。</p> <p>◇ベッドの側面には、車いすが転回できる 140 cm以上のスペースを確保する。</p> <p>◇ベッドの高さは、車いすの座面の高さ(40~45 cm)程度とし、車いすのフットレストが下部に入るもの(高さ 25 cm程度)とする。</p> <p>◇ヘッドボードの高さは、マットレス上面より30cm以上とし、ベッド上で寄りかかりやすい形状とする。</p> <p>◇ベッドサイドキャビネットの高さは、マットレス上面より10cm程度とする。</p>	標 2.9.1(1) 【図 1】 【図 2】
◎バルコニー、テラス	<p>◇窓やカーテン等は、車いす使用者も開閉できるよう床面から110cm程度の高さで操作できるようにする。</p> <p>◇バルコニー、テラス等へ主要な出入口への有効幅員は、80cm以上とし、引き戸や引き違い等、車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造とする。</p>	標 2.9.1(1) ⑥
⑥ 緊急情報伝達設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●聴覚障がい者へ緊急報等を伝達する手段となる回転灯(パトライト)やフラッシュライトなどを設置する。</li> <li>●「25 非常警報設備」の参考とするべき項目の解説を準用する。</li> </ul> <p>◇振動により伝える室内信号装置(ドアノック音等を受信する装置)の貸し出しについても配慮する。</p>	条 18-2-4 標 2.9.1(3) ⑤

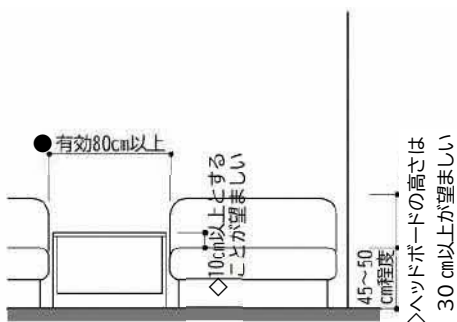
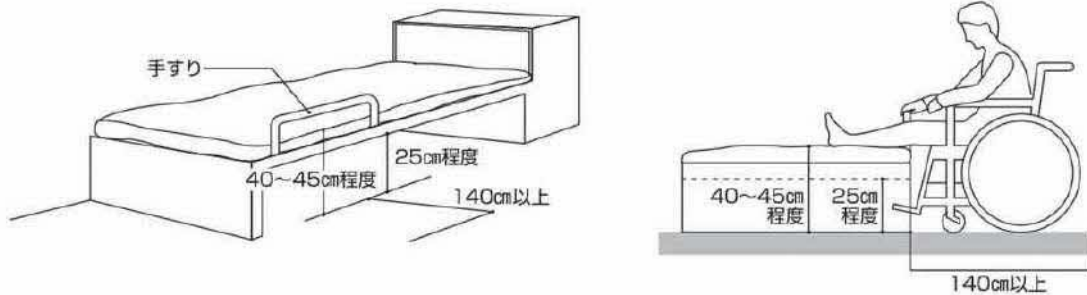
項目	解説	参照条文等
⑦ 客室内の便房	<ul style="list-style-type: none"> <li>●客室内の便所には、車いす使用者用便房を設ける。</li> <li>●「08 便所」の車いす使用者用便房の解説を準用する。 ただし、客室のある階に車いす使用者用便房が設けられた共用便所がある場合はこの限りでない。</li> </ul>	令15-2-1-イ 標2.9.1(1) ⑦ 【図1】
◎出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車いす使用者用便房の出入口の有効幅は、車いすが通行できる幅80cm以上とする。</li> <li>●「02 出入口」の移動等円滑化経路の基準の解説②④戸の形式を準用する。</li> </ul>	令15-2-1 【図1】
⑧ 客室内の浴室	<ul style="list-style-type: none"> <li>●客室内には、車いす使用者が円滑に利用できる浴室又はシャワー室(以下、「車いす使用者用浴室」という。)を設ける。</li> <li>●「09 浴室又はシャワー室」のバリアフリー整備基準の解説を準用する。 ただし、当該建築物内に基準を満たした共用の浴室等がある場合はこの限りでない。</li> </ul>	令15-2-2 標2.9.1(1) ⑧
⑨ 聴覚障がい者用客室	<ul style="list-style-type: none"> <li>●聴覚障がい者へ緊急報等を伝達する手段となる回転灯(パトライト)やフラッシュライトなどを設置する。</li> <li>●「25 非常警報設備」の参考とするべき項目の解説を準用する。</li> </ul> ◇振動によって伝える室内信号装置(ドアノック音等を受信する装置)の貸し出しについても配慮する。	条18-3 標2.9.1(3) ⑤
留意事項	◇車いす使用者用客室は、エレベーターから出来るだけ近い位置に設ける。 ◇客室の床には、原則として段差を設けない。客室の一部に和室や畳の小上がりスペースを設ける場合は、車いす使用者の座面高さと同等(40～50センチ)の高さとする。 ◇必要に応じて手すりを設ける。 ◇便所・浴室等の出入口に至る通路が直角路となる場合は、便所・浴室等の出入口付近における通路の有効幅員は、100cm以上とする。	標2.9.1(1) ②

## 参考図

### 図1 客室の整備例



### 図2 ベッドの高さ



・フロントを呼び出すことが可能な緊急通報ボタン



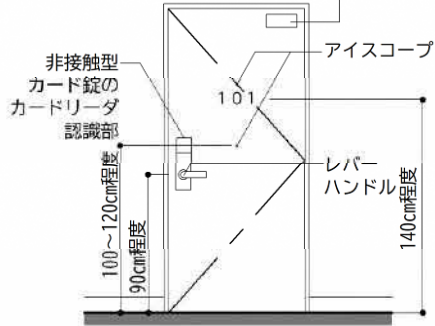
パトライト

## ■ 参考図

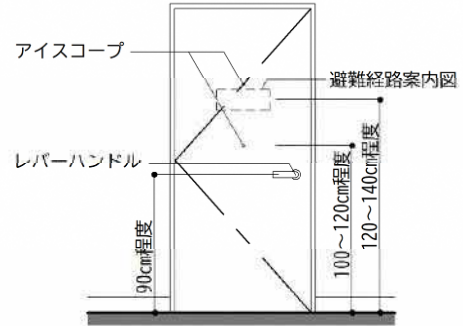
### 図3 客室出入口戸の例

<客室出入口の開き戸(廊下側)の例>

戸が90度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないうよう、戸の吊元のスペースを確保することが望ましい。



<客室出入口の開き戸(客室側)の例>



- ・棒状の取手が設けられた開き戸形式の客室出入口
- ・数字と背景の色の組み合わせを工夫した、浮き文字による室番号表示



- ・引き戸形式の客室出入口



- ・車椅子使用者の見やすさに配慮した高さに設けられたアイスコープ、避難情報及び避難経路の表示



サムターン錠



- ・棒状の取手が設けられた開き戸形式の客室出入口及び、戸先のサムターン錠とは逆側に設けられた押しボタン方式のドア開錠スイッチ



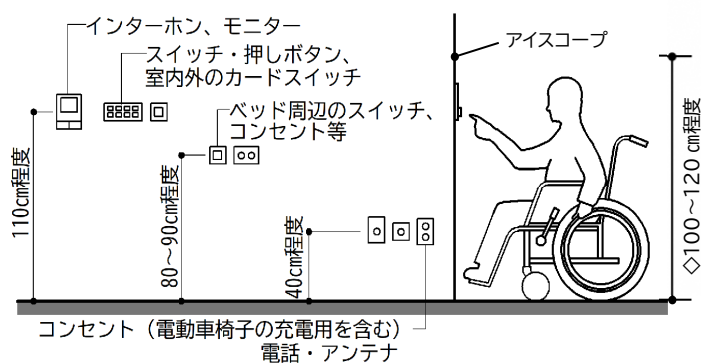
- ・客室出入口に設けられたカメラ付きインターホン（左）室内のモニター（右）は床から100cmの高さに設置



## 参考図

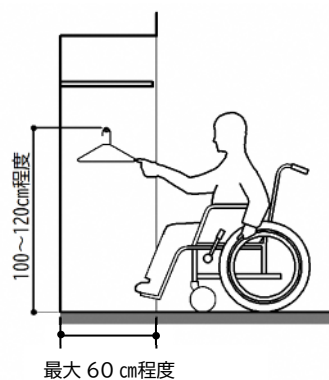
### 図4 コンセント・スイッチ、ハンガーパイプ高さ

<コンセント、スイッチの高さの例>

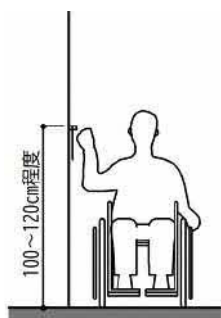


- ・コンセントは床から高さは約40cmに設置
- ・スイッチは床から約100cmの高さに設置
- ・電動車椅子のバッテリー充電のため、床から約40cmの高さにコンセントを設置
- ・扉の施錠・解錠装置、インターホンのモニター、空調スイッチは床から110cmの高さ（中心高さ）に設置

<ハンガーパイプとフックの例>



- ・金物を2カ所に設置し、ハンガーパイプの高さ調整ができる収納



- ・床から約120cmの高さにも設けられたフック





## ■ 基本的な考え方

建物出入口から道等又は車いす使用者用駐車施設に至る通路は、高齢者等を含む誰もが安全かつ円滑に通行できる必要があります。

## ■ バリアフリー整備基準

内 容		関連条項	対象規模
一 般 基 準	①表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	令16-1-1	別表第1
	②段があるか	令16-1-2	
	【②の段が「有」の場合(1)～(3)に適合するか】		
	(1)手すりを設けているか	令16-1-2-イ	
	(2)踏面端部(段鼻)とその周囲は色の明度差等で識別しやすいか	令16-1-2-ロ	
	(3)段はつまづきにくいものか	令16-1-2-ハ	
	③傾斜路があるか	令16-1-3	
	【③の傾斜路が「有」の場合(1)(2)に適合するか】		
	(1)手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)	令16-1-3-イ	
(2)前後の通路とは色の明度差等で識別しやすいか	令16-1-3-ロ		
移 動 等 円 滑 化 経 路	◎令16条の規定を全て満たしているか(ただし、200㎡用途変更の場合は除く)	令18-2-7	0㎡以上
	①幅120cm以上であるか(ただし、200㎡用途変更の場合は除く)	令18-2-7-イ	
	②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか(ただし、200㎡用途変更の場合は除く)	令18-2-7-ロ	
	③戸は自動開閉等で車いす使用者が通過しやすく、その前後に高低差はないか(ただし、200㎡用途変更の場合は除く)	令18-2-7-ハ	
	④通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすの車輪等が落ちないものであるか。	条19-2-5	
	⑤傾斜路があるか(ただし、200㎡用途変更の場合は除く)	令18-2-7-ニ	
	【⑤の傾斜路が「有」の場合(1)～(3)に適合するか】		
	(1)幅120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか	令18-2-7-ニ-1	
	(2)勾配1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	令18-2-7-ニ-2	
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)	令18-2-7-ニ-3	
⑥地形の特殊性がある場合に該当するか(該当する場合は、上記①～⑤は車寄せから建物出入口までを整備)	令18-3		

## ■ バリアフリー整備基準の解説

<一般基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
①床面	<p>●床面の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。「滑りにくい材料」は、建築基準法施行令第26条第1項第2号と同様とする。(「24 滑りにくい床材」を準用する。)</p> <p>◇傾斜路の表面は、ノンスリップ加工を施す等、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>◇通路には、排水溝等を設ける場合は、溝ぶたを設け、仕上げ、溝の間隔等は車いす使用者、杖使用者等の通行に支障のないものとする。</p>	<p>令16-1-1 【図1】</p> <p>標2.1.1(4) ①②</p>
②段	<p>●段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。</p> <p>◇けこみは2cm以下とし、けこみ板は杖や足の落ち込みを防止するため必ず設ける。</p> <p>◇段の幅は140cm以上とする。</p> <p>◇けあげの寸法は16cm以下、踏面の寸法は30cm以上とする。</p>	<p>令16-1-2-ハ 誘11-4 標2.1.1(1) ② 【図2】</p>
◎手すり	<p>●段がある部分には手すりを設置する。</p> <p>◇手すりは、片側まひの方の利用を考慮し、できる限り通路の両側に連続させる。</p> <p>◇途中で途切れないよう踊り場にも設置する。</p> <p>◇手すりは段の上端では水平に45cm以上、下端では斜め部分を含めて段鼻から45cm以上延長する。</p> <p>◇傾斜路の始点と終点の手すりには点字表示を行う。</p> <p>◇広幅の段においては、中央にも手すりを設置する。</p>	<p>令16-1-2-イ 誘11-1</p> <p>標2.1.1(3) ①</p>
◎弱視者への配慮	<p>●踏面と段鼻(滑り止め)は、色のコントラストの差を大きくする等により、段を識別しやすいものとする。</p> <p>◇夜間等の通行に支障のない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。</p>	<p>令16-1-2-ロ</p> <p>標2.1.1(3) ④</p>
③傾斜路	<p>●勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ勾配が1/20を超える傾斜がある場合は手すりを設置する。</p> <p>◇手すりは、片側まひの方の利用を考慮し、できる限り通路の両側に連続して設置し、壁面を手すり子形式とする場合は、基部を立ち上げる。</p> <p>◇手すりは勾配や高さに関係なく、すべての傾斜路に設ける。</p>	<p>令16-1-3-イ 【図1】</p>
◎弱視者への配慮	<p>●傾斜路のある部分は、平坦部の色とコントラストの差を大きくし識別しやすいようにする。※平坦部と傾斜路の取り合いの一部にライン等を設置することでも可とする。</p> <p>◇夜間等の通行に支障のない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。</p>	<p>令16-1-3-ロ</p> <p>標2.1.1(3) ④</p>
その他	<p>◇モニュメント、車止め、植栽等を設ける場合は車いす使用者、視覚障がい者の通行に支障がない位置に設ける。</p> <p>◇敷地内の通路と道路との境界部分や出入口前の段差を解消するため、縁石の立ち上がり部分の切り下げ等について道路管理者と協議を行い車いす等の利用が円滑となるようにする。</p> <p>◇参考編「01 道路」のバリアフリー整備基準の解説を準用する。</p> <p>◇高齢者、障がい者等(特にクラクション等の音が聞こえない聴覚障がい者)の安全を確保するため、敷地内の通路は歩車道の分離に配慮する。やむを得ず、歩行者と車の動線が交差する場合は、見通しをよくする等、危険を回避する。</p> <p>◇駐輪場と駐車場の経路もできるだけ交差を避ける。</p>	

<移動等円滑化経路の基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
◎段	<p>●移動等円滑化経路上の敷地内通路には、階段又は段差を設けない。(傾斜路又はエレベーター等を併設する場合を除く)</p> <p>◇主要な経路以外の通路に段を設ける場合は段に代わる傾斜路又はエレベーター等を設ける。</p>	令 18-2
①有効幅	<p>●有効幅は、120 cm以上とする。(人が横向きになれば車いすですれ違い、松葉杖使用者が円滑に通過できる幅)</p> <p>◇車いす使用者同士がすれ違える幅 180 cm以上を確保する。</p>	令 18-2-7-イ 【図1】
② 転回スペース	<p>●50m以内ごとに車いすの転回に支障がないスペース(140 cm角以上)を設ける。</p>	令 18-2-7-ロ
③戸の形式	<p>●「02 出入口」のバリアフリー整備基準の解説②④戸の形式を準用する。</p>	令 18-2-7-ハ
④ 排水溝のふた	<p>●通路には、排水溝等を設ける場合は、溝ふたを設け、濡れても滑りくい材料とし、溝の間隔等は車いす使用者、杖使用者等の通行に支障のないものとする。</p> <p>◇溝ふたのスリット等のピッチは 1.5 cm以下、間隔は1cm以下とする。</p>	条 19-2-5 標 2.1(4)② 【図3】
⑤傾斜路	<p>●傾斜路の幅は、段に代わるものであっては 120 cm以上、段に併設するものにあつては 90cm以上とする。</p> <p>◇傾斜路の幅は、段に代わるものであっては 150 cm以上、段に併設するものにあつては 120cm以上とする。</p> <p>●傾斜路の勾配は、1/12 を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8 を超えない。(◇1/15)</p> <p>●傾斜路の高さが 75 cmを超えるもの(勾配が 1/20 を超える場合限る)にあつては、高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場を設置する。</p> <p>●車いすの脱輪を防ぐため、両側に側壁または 10 cm以上の立ち上がりを設ける。ただし、手すりを設ける場合は5cm以上とすることができる。</p> <p>◇傾斜路の視点、終点、曲がり角部分、折り返し部分及び他の通路との交差部分についても 150 cm以上の平坦部を設ける。</p>	令 18-2-7-ニ 【図1】 誘 11-1-6  【図2】  標 2.1.1(1) ③
⑥ 地形の特殊性	<p>●地形の特殊性により、規定によることが困難である場合は、道等からの規定を車寄せからとすることができる。</p> <p>なお、「地形の特殊性」とは、急傾斜地による地形等をいう。例えば、傾斜地のため建築物近くまで高齢者、障がい者等が徒歩によりアプローチすることが困難で、車が車寄せまで乗り入れるような場合には、車寄せから建築物の出入口までの敷地の通路の基準を適合させるものとする。</p>	令 18-3
その他	<p>●案内設備・視覚障害者移動等円滑化経路に定める基準も適合する。</p> <p>●「14 案内設備」の一般基準の解説を準用する。</p> <p>●「15 案内設備までの経路(視覚障害者移動等円滑化経路)」の一般基準の解説を準用する。</p>	【図4】

図1 敷地内通路の整備例

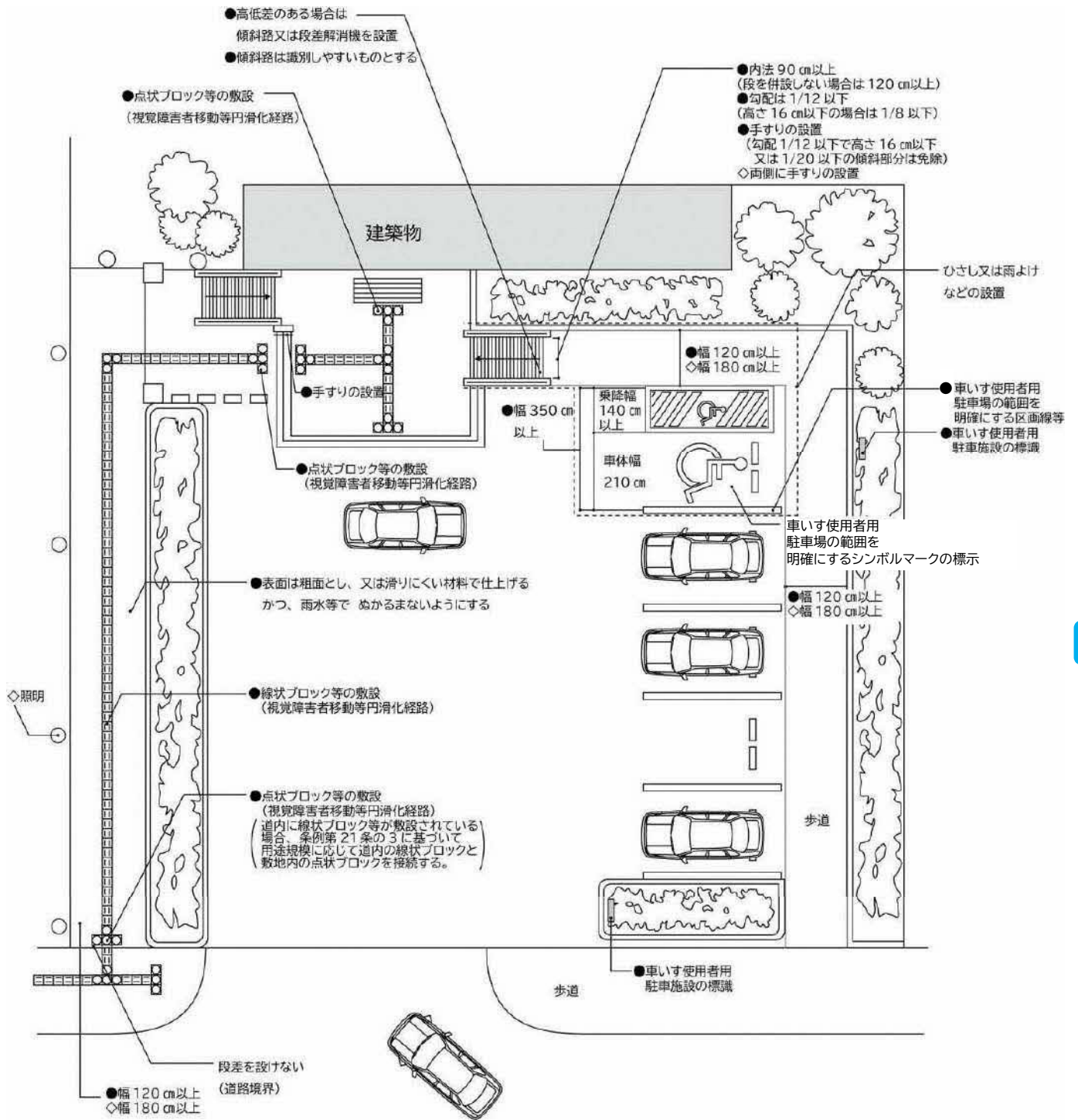
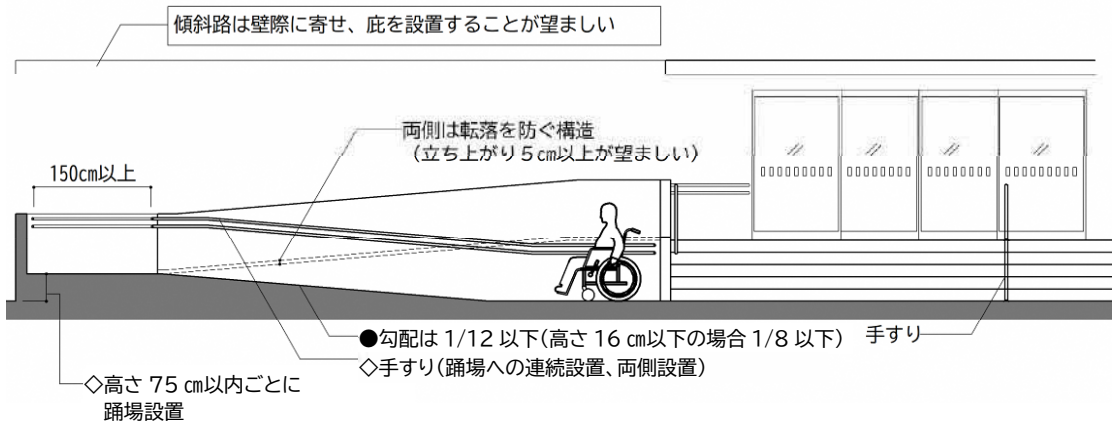
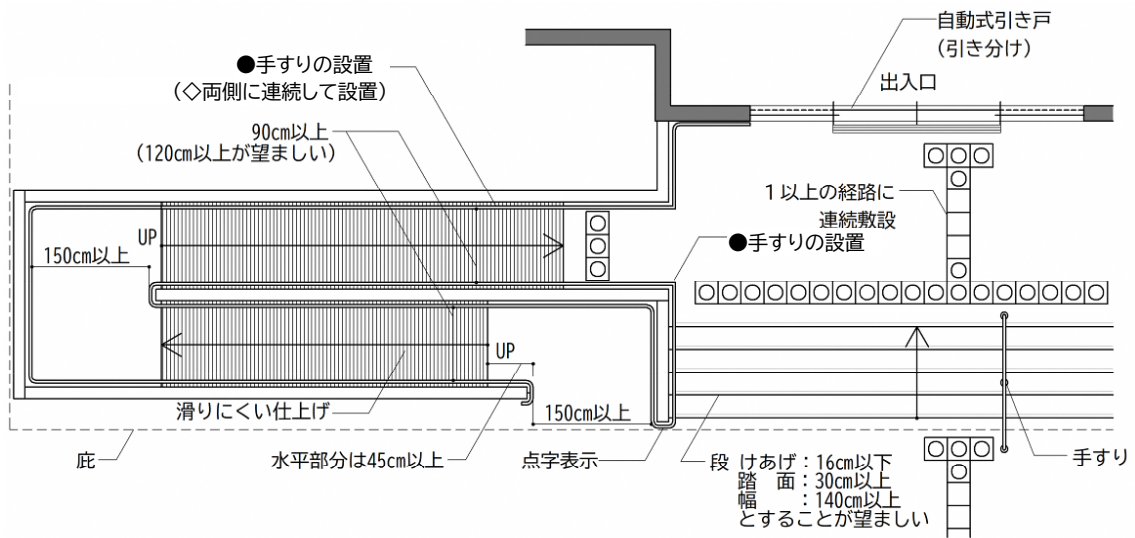
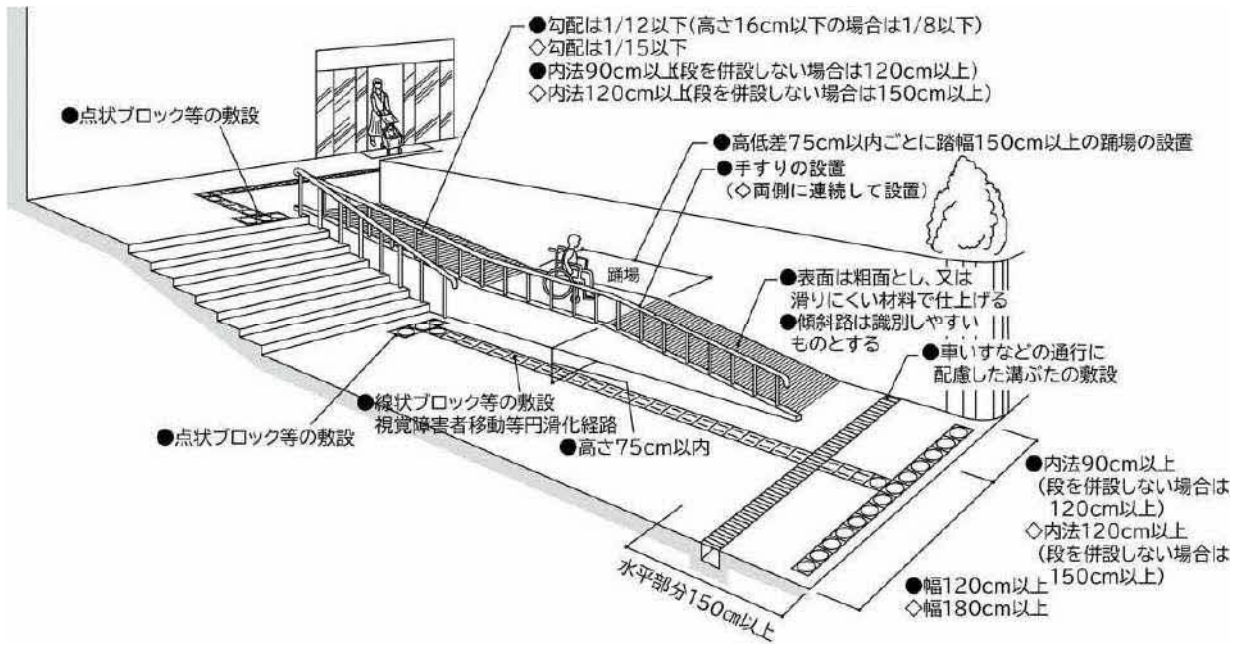


図2 段に併設する敷地内通路の傾斜路の例



## 参考図

図3 排水溝等に車いすの前輪が落下しない配慮の例

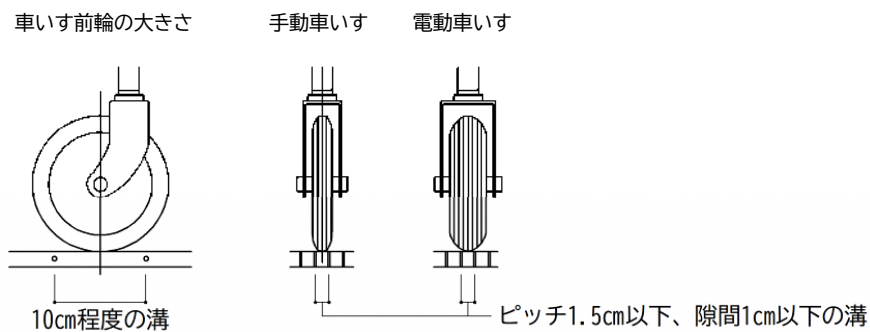
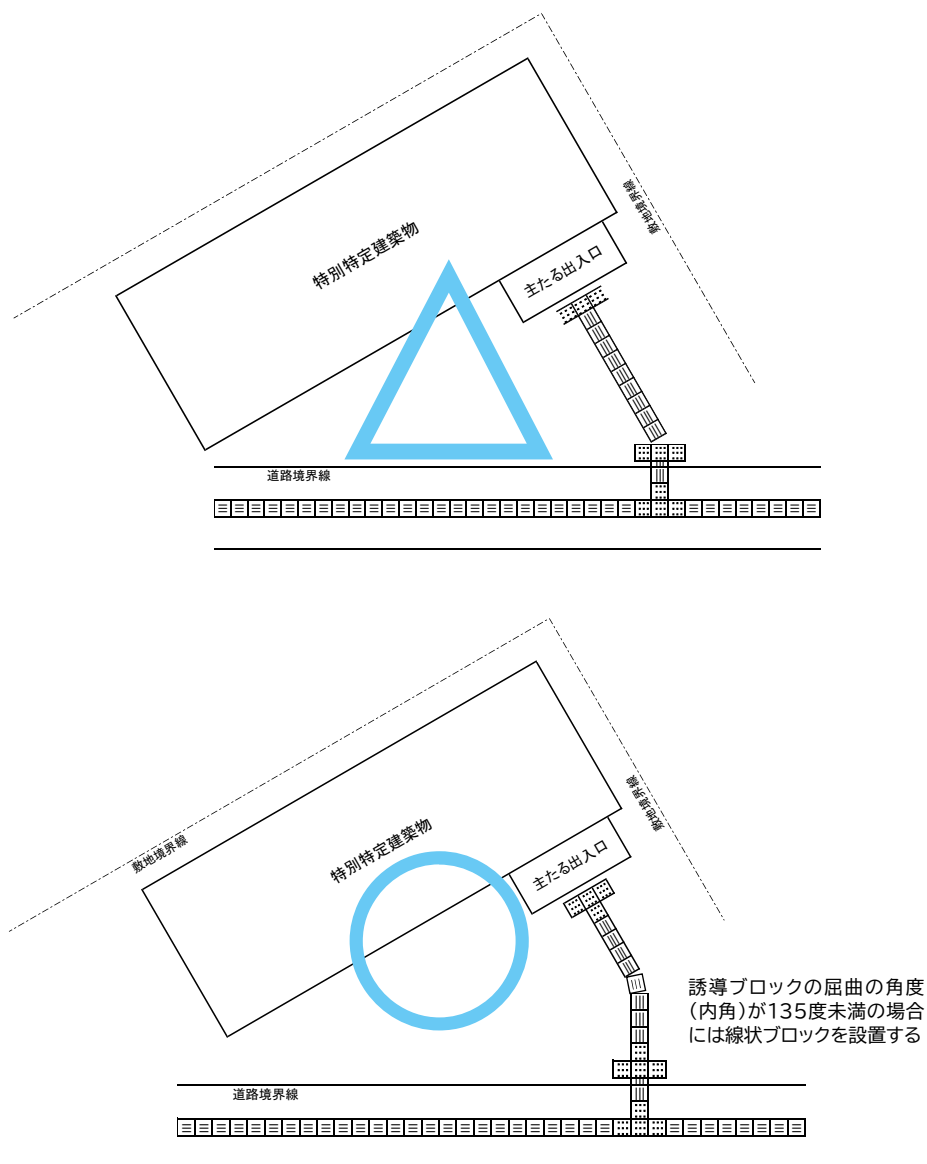


図4 敷地内通路の誘導ブロック敷設例



22 視覚障害者誘導用ブロック、点字 図2 ■ゆるやかなカーブを参照

## ■ 基本的な考え方

建築物を利用する車いす使用者等の車の乗り降りに配慮が必要な人のために、建築物の出入口に近い場所に車いす使用者用駐車施設の確保が必要になります。また、車いす使用者用駐車施設から主要な出入口に至る経路は車いす使用者等に配慮した整備が必要になります。

## ■ バリアフリー整備基準

	内容	関連条項	対象規模
一般基準	①車いす使用者用駐車施設を1以上設けているか	令17-1	別表第1
	【①車いす使用者用駐車施設が「有」の場合(1)～(4)に適合しているか】		
	(1)幅は350cm以上であるか	令17-2-1	
	(2)利用居室までの経路が短くなる位置に設けているか	令17-2-2	
	(3)表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ雨水等のぬかるみがないものか	条18の2-1	
	(4)区間線等でその範囲が明確になっているか	条18の2-1	
円移動等 経路滑化	②次の建築をする場合、1以上の車いす使用者用駐車施設に屋根を設けているか	条18の2-2	条18の2-2
	・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署		
	・床面積の合計が50㎡以上である公衆便所		
	・床面積の合計が2,000㎡以上である特別特定建築物		
	①車いす使用者用駐車施設から屋外に面する出入口までの間は、表面が雨水等のぬかるみがないか	条19-2-3	

## ■ バリアフリー整備基準の解説

<一般基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
① 車いす使用者用駐車施設	<p>●駐車を設ける場合は、車いす使用者用駐車施設を1以上設置する。</p> <p>◇車いす使用者用駐車施設の数、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車台数が200以下の場合：全駐車台数×1/50以上を設置する。</li> <li>・駐車台数が200を超える場合：全駐車台数×1/100+2以上を設置する。</li> </ul> <p>◇車いす使用者用駐車施設の数、建物の利用目的、使用頻度等を考慮して決定する。</p> <p>◇車いす使用者用駐車施設には、非常時に備えて管理人の呼び出し設備を設ける。</p>	<p>令17-1 誘12-1</p>
◎経路	<p>●建築物のできるだけ近い位置(屋内駐車場ではエレベーターホール入口など)に、車いす使用者用駐車施設や車寄せスペースを設ける。</p> <p>◇歩車道の動線は、可能なかぎり分離する。</p> <p>◇カーブなどの見通しの悪い箇所には、カーブミラー等を設置する。</p>	<p>令17-2-2 【図1、2】</p>
◎有効幅	<p>●車いす使用者用駐車施設の幅は、350cm以上(車体幅210cmに車いす使用者の乗降スペース140cmを見込んだ寸法)とする。</p> <p>●車いす使用者用駐車施設は、区画線等でその範囲を明確にする。</p> <p>◇車いす用リフト付き福祉車両などの大型車の利用がある場合は、車いす使用者用駐車施設の位置、後部ドア側のスペースを確保した区画面積に配慮する。</p> <p>◇左右どちらからでも乗降できるように車いす使用者用駐車施設の車体スペースの両側に140cm以上の乗降用スペースを設ける。</p> <p>◇バンタイプの車いす使用者用対応車両では、後部側ドアの開閉が通常であり、幅員とともに、奥行きについても配慮する。</p> <p>◇車体後部からスロープ又はリフトの出る福祉車両に配慮し、奥行き8m以上のスペースを確保する。ただし、奥行き8m以上を確保することが困難な場合は、停車用スペースを別に確保する。</p> <p>※狭小敷地や敷地活用の制約等がある場合に限り、人の出入りが少ない建築物の出入口などであれば昇降スペースとの兼用を認める場合があるが、<b>敷地内通路と駐車場の乗降スペースは避難経路や移動等円滑化経路とは兼用できない。</b></p>	<p>令17-2-1 【図2】 条18の2-1 標2.2.1(2)</p> <p>標2.2.1(2) 留意点</p>
◎床面ほか	<p>●車いす使用者用駐車施設は、水勾配が必要な場合を除き、舗装は水平とし、濡れても滑りにくく、ぬかるまない仕上げとする。</p> <p>●車いす使用者用駐車施設から屋外に面する出入口までの間は、表面が雨水等でぬかるまない仕上げとする。</p>	<p>条18の2-1</p> <p>条19-2-3 【図2】</p>
◎標識	<p>●車いす使用者用駐車施設の付近に標識(運転席からも判別できる大きさ)を車いす使用者の通行や乗降に配慮した位置に設ける。</p> <p>●駐車スペース床面に「国際シンボルマーク」を表示する、乗降スペース床面に斜線を塗装表示する、区画線を整備する等により車いす使用者用駐車区画の範囲を明確にする。</p> <p>◇標識は車が駐車すると隠れてしまうような箇所のみではなく、立て看板等の見やすい方法でも表示する。また、「国際シンボルマーク」の塗装表示だけでは、駐車した際に隠れてしまうことから、車いす使用者等にわかりやすく、また、不適正利用がなされないよう、床全体を青色の目立つ色で塗装する。</p> <p>◇駐車場の進入口には、車いす使用者用駐車施設が設置されていることが分かる標識を設け、駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設に至るまでの誘導標識を設ける。誘導標識は車いす使用者にも見やすい位置・高さに設ける。</p> <p>◇大規模駐車場、地下駐車場等には、車いす使用者用駐車施設、便所、エレベーター、避難誘導ルート、非常口等を明記した案内標識を設置する。</p>	<p>令19 省令第113 条18の2-1 【図1】 2.2.1(4) 留意点 【図1、2、4】</p> <p>標2.2.1(4) ① 【図5】</p>



	●「13 標識」の移動等円滑化経路の基準の解説◎表示位置◎表示内容を準用する。	
② 屋根又は庇	<p>●車いす使用者用駐車施設を次に掲げる建築物に設ける場合は、1以上の車いす使用者用駐車施設に、乗降の際の降雨及び降雪の影響を少なくできる屋根を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署</li> <li>・ 床面積の合計が 50 m<sup>2</sup>以上である公衆便所</li> <li>・ 床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup>以上である特別特定建築物</li> </ul> <p>●屋根は建築物本体から延びる庇でも、独立した建築物でも構わないが、利用者に配慮して車いす使用者用駐車施設の区画を覆う大きさを確保する。</p> <p>◇車いす用リフト付き福祉車両を想定し、高さ230cm程度を確保する。また、建築物内に駐車場を設ける場合の天井高さについても同様とする。</p> <p>◇屋根を設けた車いす使用者用駐車施設から建築物の出入口までは、庇又は雨よけなどを設置する。</p> <p>◇雨天時等の乗降に支障が生じないよう、車いす使用者の乗降に必要なスペースは屋内に整備する。</p>	<p>条 18 の 2-2 【図 2、4】</p> <p>標 2.2.1(2) 【図 3】</p>
◎案内設備	<p>●建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設の配置を表示した案内板を設ける。ただし、配置等が容易に視認できる場合はこの限りではない。</p> <p>●「14 案内設備」の一般基準の解説を準用する。</p>	<p>令 20-1 【図 5】</p>
◎ その他留意 事項	<p>◇屋内駐車場などの自然光が入りにくい場所では、利用者が安全に乗降できるように照明の配置や照度等に配慮が必要である。</p> <p>◇発券機や精算機等は車いす使用者や手や指の不自由な人も利用できるように、設置位置や高さ、助手席からの利用等に配慮が必要である。</p> <p>◇視覚障がい者や聴覚障がい者の利用や注意喚起では、音声案内やディスプレイ、回転灯による対応が必要である。</p> <p>◇必要に応じて、車いす利用者が円滑に利用できるよう誘導員や警備員の配置、カラーコーンの設置、車いす使用者等に対する案内や駐車場の巡回時の声掛けなどの人的・ソフト的な対応を行う。</p> <p>◇ポスター等の掲示により、駐車施設を必要としている方に情報の発信や理解を促し、対象ではない方の利用を控えるよう呼びかける。</p>	<p>標 2.2.1(3) ①</p>
ハートフル 駐車場	<p>◇車いす使用者の他、上・下肢障がい者や妊婦、乳幼児連れ利用者、けが人等の移動に配慮が必要な方も利用できる駐車場として、「ハートフル駐車場」の登録と標識を設ける。</p> <p>◇ハートフル駐車場は車いす使用者用駐車施設とは別の区画を整備する。</p> <p>※鳥取県では、車いす使用者用駐車施設を整備している施設に対して、「ハートフル駐車場利用証制度」の協定締結の協力のもと整備している。(参照:ハートフル駐車場利用証制度)</p>	

<移動等円滑化経路の基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
① 移動等円滑化経路	<p>●車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路は、移動等円滑化経路等とする。</p> <p>●移動等円滑化経路のうち、車いす使用者用駐車施設から屋外に面する出入口までの間は、表面が雨水等でぬかるまないようにする。</p>	<p>令 18-1-3 条 19-2-3</p>

参考図

図1 駐車場(車いす使用者用駐車施設)の整備例

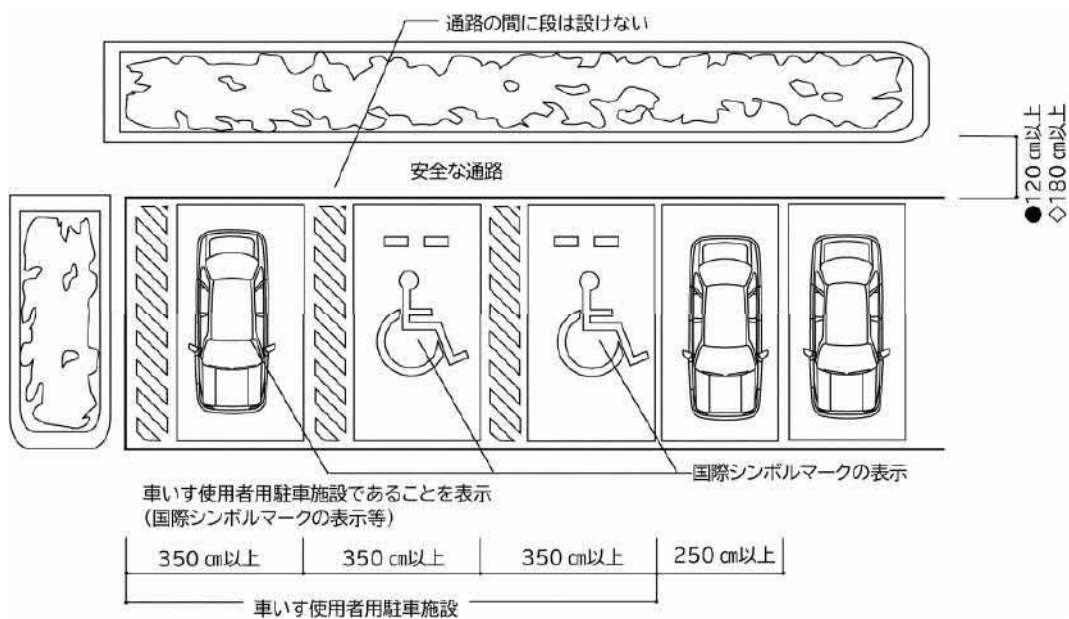
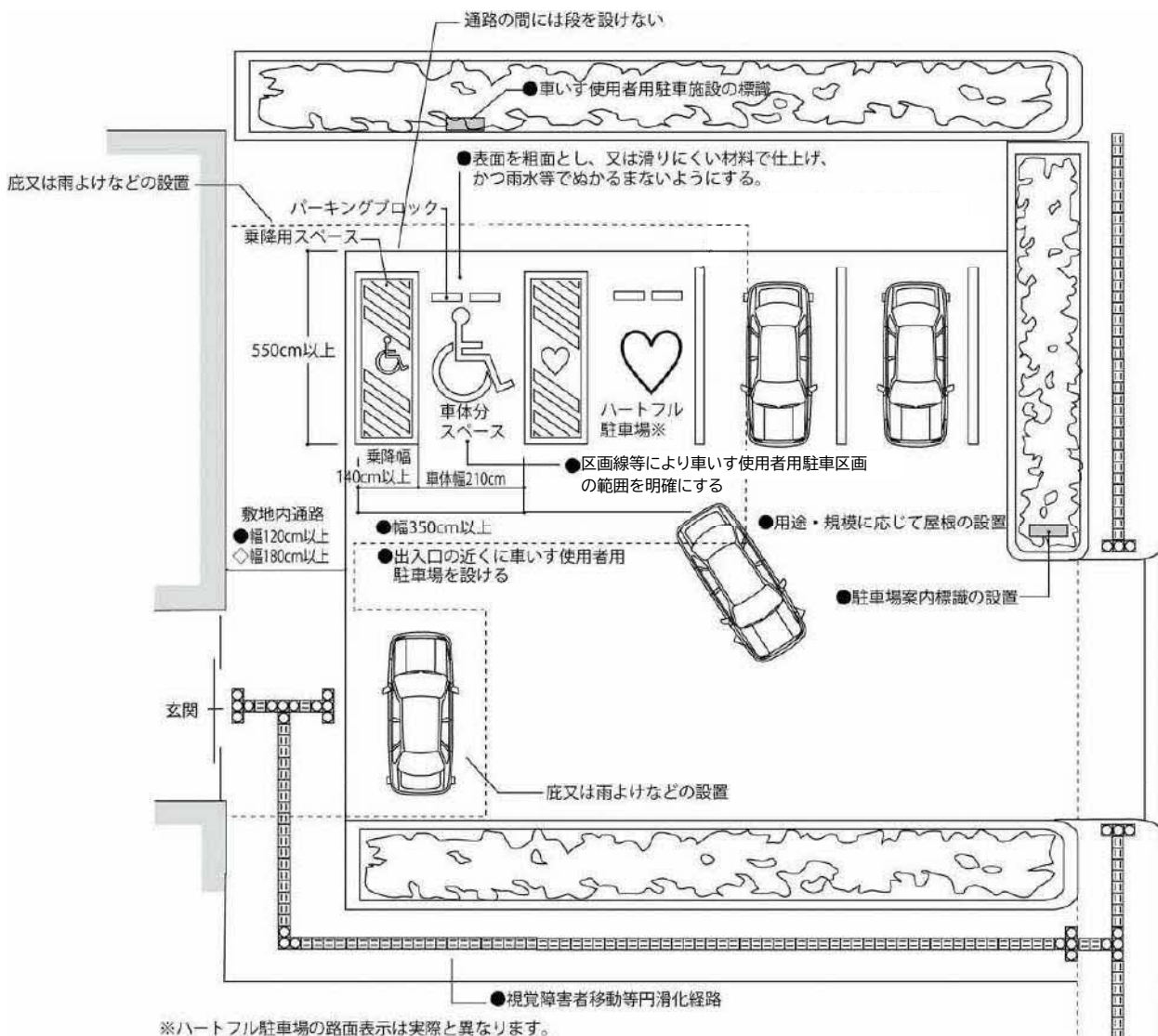


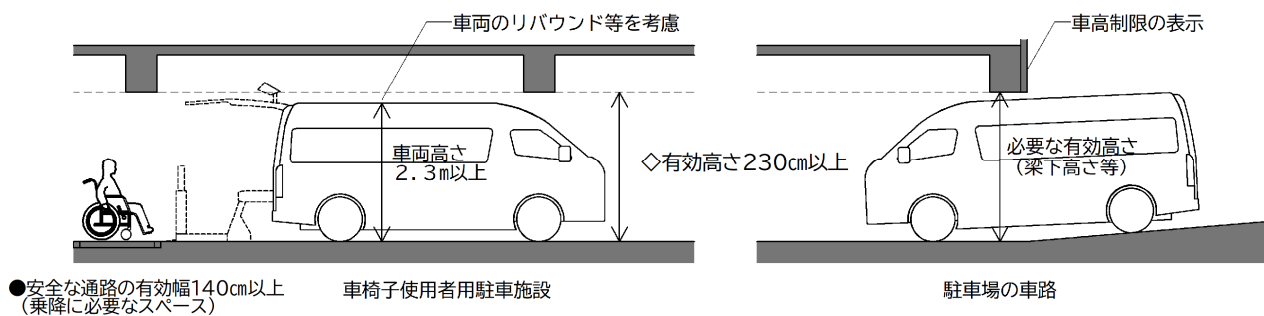
図2 駐車場(車いす使用者用駐車施設、ハートフル駐車場)の整備例



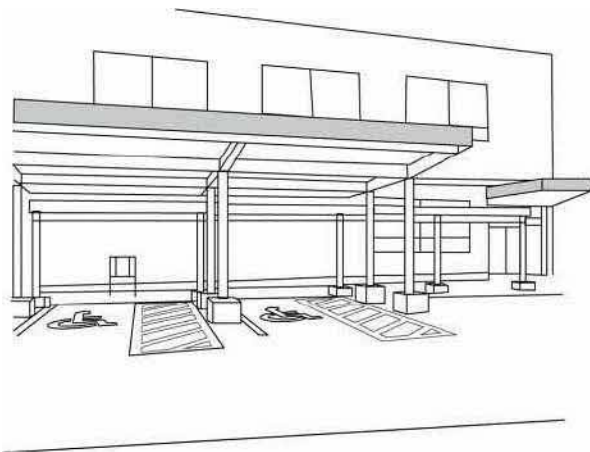
※ハートフル駐車場の路面表示は実際と異なります。

## 参考図

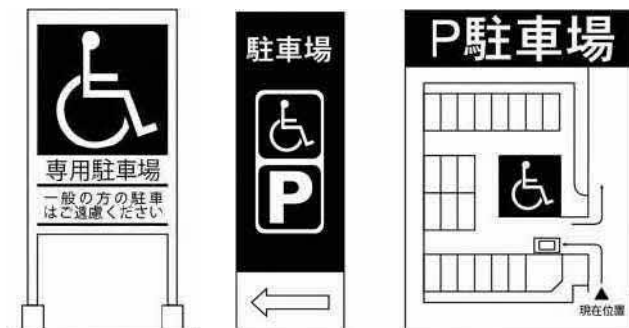
### 図3 駐車場の有効高さ



### 図4 駐車場の屋根の例



### 図5 標識・案内設備の例



## ハートフル駐車場利用証制度(法定外の任意の制度)

### 「ハートフル駐車場利用証制度」とは

車いす使用に加えて障害、高齢、けがや出産直前などにより、移動に配慮が必要な方も、優先して利用できる駐車場(ハートフル駐車場)を設ける制度です。施設管理者は鳥取県と協定を結んでハートフル駐車場を設置し、利用者は鳥取県から交付を受けた「ハートフル駐車場利用証」を掲示して駐車します。



利用証



利用証の使用例

### 施設管理者の皆様へ

#### ハートフル駐車場の設置にご協力をお願いします

鳥取県では、車いす使用者用駐車施設を整備している施設に対して、「ハートフル駐車場」の設置をお願いしており、協力の申し出のあった施設と随時協定を締結しています。

施設管理者の皆さまにおかれましては、この制度の趣旨をご理解いただき、県との協定締結とハートフル駐車場の設置及び適正管理にご協力をお願いしています。

#### ○ハートフル駐車場としてご登録いただける区画

- ア 施設等に設置されている車いす使用者用駐車施設
- イ アを確保した上で、別に確保される幅 250cm 以上 350cm 未満の駐車施設

※基本的に「車いす使用者用駐車施設」をハートフル駐車場としてご登録いただくこととなりますが、ハートフル駐車場としない「車いす使用者用駐車施設」を設置することも可能です。



#### ○協定締結に基づき協力をお願いする事項

- ・統一の案内設置

県が作成した A2 または A3 縦・緑色のステッカーを既存の看板又は近くの壁・柱等への貼付、あるいは案内表示付カラーコーンの配置をお願いしています。

(ステッカー・カラーコーンは希望により県が提供)

- ・利用対象外にも関わらず駐車された方に対する制度の周知

利用証を掲示していない車に対し、制度周知チラシ(県作成)をフロントのワイパーにはさむ等配付をお願いしています。

#### 【ハートフル駐車場整備事例】



## ○協定締結のお申込み方法

下記のお問い合わせ先にお電話いただくか、鳥取県福祉保健課ホームページから所定の申込用紙をダウンロードしていただき、必要事項をご記入の上、メール又はファクシミリにより鳥取県福祉保健課へご送付ください。

## ○(参考)「鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金」を活用し路面塗装を実施したハートフル駐車場の整備について

「鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金」を活用した特別特定建築物(※)のバリアフリー化を行う一環として、以下の例で示しているような路面塗装にかかる費用の3分の2を県が負担します。補助金の取り扱いは鳥取県住宅政策課(TEL:0857-26-7697)が行っていますので、お問い合わせください。

※特別特定建築物とは:不特定多数の方が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する建築物

【路面塗装の例1】



【路面塗装の例2】



## ■ハートフル駐車場に関するお問合せ先・お申込み先

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地

電話 0857-26-7142 ファクシミリ 0857-26-8116

電子メール fukushihoken@pref.tottori.lg.jp

県ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/119758.htm>

## ■「鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金」に関するお問い合わせ先

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地

電話 0857-26-7697 ファクシミリ 0857-26-8113

電子メール sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp

県ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/74758.htm>

## パーキング・パーミット制度について

### ①パーキング・パーミット制度とは※

パーキング・パーミット制度とは施設管理者の任意の協力のもと、当該施設の車椅子利用者用駐車施設等について、条件に該当する希望者が共通に利用できる利用証を交付する制度となっています。

2006(H18)年度に佐賀県で初めて導入され、2020(R2)年10月末現在は、39 府県 4 市で導入されている。

車椅子利用者用駐車施設等を利用できる対象者の範囲は、自治体ごとにあらかじめ設定されています(一律ではない)。

※自治体によっては、「おもいやり駐車場制度」

「障害者用駐車区画利用証制度」など名称は異なる。



利用証

### ②不適正利用防止の取組 - 車椅子利用者用駐車施設等を示す標識・看板の設置

広い区画を必要としない人が駐車してしまわないように、車椅子利用者用駐車施設等であることを明確にする看板や標識を設置しています。



三角コーンの標識



駐車区画の看板標識

### ③駐車区画確保の取組 - 車椅子利用者用駐車施設等の塗装

歩行が困難でも幅の広い区画は必要としない人のために、幅の広い区画に加えて、施設の出入口に近い3.5m 未満の通常の幅の駐車区画も制度の対象とする取組が行われています。



### ④パーキング・パーミット制度事例集

#### ～障害者等用駐車区画の適正利用に向けた取組～

2018(H30)年度に、国土交通省総合政策局安心生活政策課により、地方公共団体の参考となる「パーキング・パーミット制度事例集～障害者等用駐車区画の適正利用に向けた取組～」が作成されています。

<https://www.mlit.go.jp/common/001285172.pdf>

